

# 納税証明書・納税確認書

県税の納税証明書・納税確認書が必要な方は県税事務所に申請してください。

平成 27 年 6 月から車検時における自動車税種別割の納税証明書の提示が省略できるようになりました。詳細は、次ページをご覧ください。

## 申請窓口

最寄りの県税事務所

## 申請できる方

- ①納税者本人
- ②本人の代理人
- ③法令等に基づき正当な理由を有する方



## 申請者の確認及び必要なもの

運転免許証・マイナンバーカード（写真付で公的機関が交付したもの）等申請者本人であることが確認できるものが必要です。

代理人の場合にはあわせて、委任状（法人の場合は本社からの委任状）・代理人選任届書などが必要です。

なお、納付後すぐに納税証明書が必要な場合には、領収書（原本）または、口座振替で納税された場合には記帳済みの通帳をお持ちください。

## 証明事項

納付（入）すべき額として確定した額

納付（入）した額

未納の額

納付（入）すべき額又は納付（入）した額のないこと

法定納期限等

滞納がないことの証明

滞納処分を受けたことのない証明

（注）令和 6 年度中に請求できるものは、法定納期限が 令和 3 年 4 月 1 日以降のものです。

ただし、未納の額については、それ以前のものについても証明をすることができます。

## 交付手数料

- 1 一般用の納税証明書 1 枚につき 400 円（三重県収入証紙）
- 2 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 無料
- 3 三重県の入札時に必要な納税確認書 無料

## 車検時の自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。

平成27年6月から運輸支局と三重県のシステム連携により、自動車税種別割の納付確認が電子化されました。

これにより、車検を受ける時に必要となる自動車税種別割納税証明書の提示を省略することができるようになりました。

- ・納付後すぐ(3日~10日以内)に車検を受ける場合は、納税証明書が必要となる場合があります。
- ・納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税種別割の未納(延滞金含む)がない場合に限りです。
- ・4月1日以降県外のナンバーから三重県のナンバーになった自動車の車検用納税証明書について、三重県では発行しませんので課税している都道府県にお問い合わせください。
- ・車検を依頼される時は、車検を依頼した業者の方が確認することがありますので、納税証明書は車検証と一緒に大切に保管してください。(納税証明書は従来どおり納税通知書に添付されています。)

## 納税通知書に自動車税種別割納税証明書が添付されています。

- ・この納税証明書は、車検を受ける時に必要となる場合があります。
- ・5月にお送りする自動車税種別割納税通知書の右片に、納税証明書用紙がついており、金融機関等で自動車税種別割を納付すると領収印が押印され、有効な「納税証明書」になります。(領収年月日(領収日付印)が令和6年7月1日以降(納期限が8月31日のものは10月1日以降)になっている場合は、ご使用できませんのでご注意ください。)  
納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しておいてください。

なお、パソコン、ATM、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトで納付された場合、納税証明書に領収印が押印されません。


- ・紛失したときなどは、最寄りの県税事務所で再交付できます。

必要なもの：自動車検査証等

交付手数料：無料

また、口座振替で納付される場合の証明書につきましては、車検が口座振替する年度の7月上旬までに満了する自動車においては前年度の納税証明書の有効期限を6月15日まで延長しますので県税事務所へお問い合わせください。

- ・登録番号に「\*\*\*\*\*」印があるものは、前年度以前の自動車税種別割が未納(延滞金含む)となっているためです。車検を受けるには、県税事務所の窓口で未納分と今年度分を納付いただき、納税証明書の交付を受けてください。

令和 <b>6</b> 年度	
自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
登録番号	三重 300お1234
車台番号	123-456789
上記の自動車に係る自動車税種別割は滞納がないことを証明します。	
三重県自動車税事務所長 	
本証明書の有効期限 令和 7 年 6 月 1 日	
この証明書は、下の領収年月日が令和6年6月30日までのものに限り使用できます。	
次のものは無効です。 1. 領収印のないもの 2. 登録番号欄に*****印があるもの (未納金がある場合) 3. 訂正されたもの	領収日付印 <b>6</b>
納税者保管→運輸支局提示用	

## 納税確認書

税の基本原則である公平・公正さを確保し、滞納額の縮減を図るために、三重県では、平成13年4月1日から、入札等(見積書の提出を含みます。)に参加するときに納税確認書の提示又は提出を義務づけています。その場合に必要な納税確認書については、最寄りの県税事務所で無料で交付しています。

### 1 義務づけた税

(1) 県内に本社(店)を有する事業者

- すべての県税(納税確認書): 最寄りの県税事務所発行 無料
- 消費税及び地方消費税(納税証明書その3未納税額のない証明用): 税務署発行 有料

(2) 県外に本社(店)を有する事業者

- 県内に営業所等を有する場合は、当該事業者のすべての県税(納税確認書):  
最寄りの県税事務所発行 無料  
(県内に営業所等を有しない場合、納税確認書は原則不要ですが、要不要について提出先へご確認をお願いします。)
- 本社についての消費税及び地方消費税(納税証明書その3未納税額のない証明用):  
税務署発行 有料

### 2 確認の方法

入札等(見積書の提出を含みます。)を行う際に、「すべての県税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことを入札等の参加資格要件とし、入札時等に確認書(コピー可)の提示又は提出を義務づけています。

事業者が提示又は提出をしない場合は、当該事業者は当該入札等に参加することができない取扱いとなります。

### 3 有効期間

有効期間は発行日から起算して6か月とします。

事業者は、6か月の間は、発行日の同じ納税確認書(税務署の納税証明書)を提示又は提出することになります。

## 納税証明書、納税確認書は郵送でも請求できます。

必要事項を記入したものの、発行手数料、返信用封筒を同封の上、県税事務所へお送りください。代理人が請求する場合は、あわせて委任状・代理人選任届書などが必要です。

#### ○必要事項

証明を希望する方(法人)のご住所、お名前(法人の場合は、法人のご住所、法人名、代表者職氏名)

証明を希望する内容(必要年度、必要税目(自動車税種別割の場合は自動車登録番号・車台番号下3桁が必要)、使用目的など)

証明書必要枚数

申請する方のご住所、お名前、電話番号、免許証等(写真付で公的機関発行のもの)のコピーなど申請者本人を確認できる書類

※納税証明書、納税確認書の交付申請書はインターネットで入手できます。

「県税のページ」(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>)にアクセスしていただくと、「申請書ダウンロード」がありますのでぜひご利用ください。

#### ○交付手数料

交付手数料が必要なものについては、手数料分の三重県収入証紙又は郵便小為替(ゆうちょ銀行の本支店しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で購入できます。)を同封してください。

#### ○返信用封筒

郵送先のご住所、お名前を記入の上、返信用切手を貼ってください。